平成２３年（フ）第７号
青森県五所川原市湊字千鳥176番地７　タウン山城８号室
債務者　福島麻衣子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月14日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第９号
青森県北津軽郡板柳町大字三千石字合吉48番地４
債務者　下山　　恵
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月14日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第６１６号
青森市千刈１丁目17番９号
債務者　山内　崇雅
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７号
青森市大字大野字山下80番地４
債務者　金安　典子
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３号
青森市千刈２丁目４－２、住民票上の住所青森市大字大野字前田72番地67
債務者　山田　　正
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２１号
青森県上北郡野辺地町字坊ノ塚１番地28　田村アパート２Ｆ４号
債務者　岡山　弘子
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１号
東京都小金井市貫井南町３丁目17番23号鈴木ビル401
債務者　菅野　直樹
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月７日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３２号
東京都小金井市貫井南町３丁目17番23号鈴木ビル401
債務者　菅野　　環（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月７日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２７１号
沖縄県うるま市字具志川1956番地
債務者　普久原直哉
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第２７３号
沖縄県沖縄市泡瀬３丁目18番６号　オアシスかねしま107号室
債務者　伊良皆安弘
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第２７５号
沖縄県中頭郡読谷村字大木360番地
債務者　比嘉　和幸
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第８６号
千葉県君津市西坂田３丁目11番10号　101
破産者　竹腰　秀則
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第８７号
千葉県君津市西坂田３丁目11番10号　101
破産者　竹腰　静江
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１２３号
千葉県木更津市清見台東２丁目１番８号
破産者　齊藤　栄子（旧姓河野）
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１４８号
千葉県木更津市畑沢1328番地６
破産者　伊藤美智子
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１４９号
千葉県木更津市畑沢1328番地６
破産者　伊藤　正美
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部